

平成 29 年 10 月 4 日

仙台市社会福祉審議会老人福祉分科会会長 永井幸夫 様
仙台市介護保険審議会会長 辻一郎 様

介護保険審議会委員 田口 美之

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る資料の修正について（提案）

標記について、下記により修正することが望ましいと考え提案いたしますので、ご検討をお願い致します。

記

1. 修正対象（9 月 13 日会議資料 1-2）

各論「住み慣れた地域で暮らし続けることができるために」中の 4 「地域の資源やつながり、専門職との連携を生かした地域の支えあいへの支援」の項

2. 修正提案

①提案の趣旨

- ◇4 「地域の資源やつながり、専門職との連携を生かした地域の支えあいへの支援」
 - (2) 「専門職の力を生かした高齢者の在宅生活支援」では、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の地域ケア会議の重要性等が記載されています。
 - (3) 「地域包括支援センターによる支援の充実」の項では、地域住民の支援に向けたセンターの多様な役割が記載されています。
- ◇H27 年 4 月の介護保険の制度改正により、センターには地域の社会資源を育成する役割を担う「生活支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を配置することとされ、仙台市は他都市に先んじて各センターにコーディネーターを配置し体制整備を図ったことは評価すべきと考えます。
- ◇地域包括支援センターは、仙台市からの委託を受け、社会福祉協議会（以下「社協」という。）・社会福祉法人・民間事業者等が運営しており、運営者側の取組み姿勢、運営ノウハウ、配置職員の力量差もあり、センターの運営レベルに格差があることは否定できない事実です。
- ◇18 年 4 月の制度改革では、NPO 等の地域の社会資源には生活援助の担い手としての役割が期待されており、コーディネーターの資質向上やセンターの運営レベルの向上が喫緊の課題となっています。これまで地域の社会資源の育成や地域ニーズを踏まえた福祉サービスの開発を担ってきたのは社協であり、社協にコーディネーターの資質向上等センターの運営を支援する位置づけを与えることが望ましいと考えます。

②提案内容

(3)の構成に②「地域包括支援センターへの支援体制の強化・充実」の項を追加する



(3) ①地域包括支援センターによる住民支援の充実

②地域包括支援センターへの支援体制の強化・充実

(3)の修正部分

P8 センターの支援体制の充実⇒削除

(3) 追加事項

②地域包括支援センターへの支援体制の強化・充実

○センターが総合相談や地域の社会資源の育成等の本来業務を適性に運営するためには、生活コーディネーター含む従事職員の資質向上等が不可欠であり、そのために次のようなセンターへの支援の取組を検討していきます。

○検討すべき支援の取組み

◇中学校区単位のセンターを指導・支援する区単位（第1層・基幹型）のセンターの設置の検討

◇区単位のセンターを設置する場合には、区役所が担うことが望ましいが、市社協が地域での社会資源の育成を担ってきた経緯を踏まえ、生活支援コーディネーターの資質向上の観点も含め社協を区単位のセンターに位置づけることも選択肢として検討

◇センターに期待される総合相談等の本来業務の適正運営には、加重となっている予防プラン業務を軽減する必要あり

◇各センターの業務運営の評価・指導等による業務運営の充実

◇区役所（保健福祉センター）の保健師による地域ケア会議や個別の場面での業務指導・連携